

# 利用者負担額基準表

令和4年4月1日現在

## 幼稚園・こども園半日部

各月初日の入所子どもの属する世帯の区分	負担基準額(月額)
教育標準時間認定子どもの世帯	1号(3歳～5歳児)
	0円

## 保育所・こども園

各月初日の入所子どもの属する世帯の区分		負担基準額(月額)			
階層	区 分	2号(3歳～5歳児)		3号(0歳～2歳児)	
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の町民税の区分が右欄の区分に該当する世帯 町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	町民税均等割課税世帯及び町民税所得割額48,600円未満の世帯	0円	0円	11,700円	11,580円
第4階層1	町民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	0円	0円	18,000円	17,760円
第4階層2	町民税所得割額 57,700円以上 97,000円未満	0円	0円	18,000円	17,760円
第5階層	町民税所得割額 97,000円以上 169,000円未満	0円	0円	26,700円	26,340円
第6階層	町民税所得割額 169,000円以上 301,000円未満	0円	0円	36,600円	36,060円
第7階層	町民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	0円	0円	48,000円	47,280円
第8階層	町民税所得割額 397,000円以上	0円	0円	62,400円	61,440円

令和4年4月からの保育料は、令和2年分所得(令和2年1月～令和2年12月分)が反映されています。

それをもとに、同時入所・多子世帯保育料等軽減事業を算定します。

なお、9月の保育料からは、令和3年分所得(令和3年1月～令和3年12月分)が反映されるため、所得階層が変更になることもありますので、ご了承ください。

### 同時入所・・・

第2階層から第8階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の就学前子どもが同時に幼稚園・保育園・こども園を利用している場合。

### 多子世帯保育料等軽減事業・・・

満18歳未満の子ども(ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。)を現に3人以上扶養している世帯で、その世帯の満18歳未満の子どものうち、3人目以降に該当する子ども(前年の所得税額が97,000円以上に属する世帯の子どもを除く。)が幼稚園・保育所・こども園を利用している場合。

保育料についての問い合わせは、町民支援課(直通84-3516)までお願いします。